



Title	文字發展過程における偏旁添加字の位置：中山王諸器銘文を中心として
Author(s)	大川, 俊隆
Citation	中国研究集刊. 1985, 2, p. 1-19
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60927
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

文字發展過程における偏旁添加字の位置

—中山王諸器銘文を中心として—

大川俊隆

一、はじめに

近年、河北省平山縣より出土した戰國中山國關係の文物は様々の意味において重要視されている。特に、銅器類には今までにない多數の文字を有する銘が刻されており、中山王鑿方壺（以下「方壺」と呼ぶ）の四五〇字、中山王鑿鼎（以下「大鼎」と呼ぶ）の四六〇字、中山王胤嗣姦壺（以下「圓壺」と呼ぶ）の二〇四字を始めとして、その他の器物のものもあわせて二四五〇餘字が見られる（注1）。この三器は、羅福頤氏の推定によれば、前三一〇年前後の作成とされるので（注2）、まさに戰國中期の文字資料として重要な意味を有しているばかりではなく、列國金文末期の資料として、秦漢の木竹簡資料や文獻資料との聯繫ともなるべきものである。

この銘文の「語言文字的特點及其意義」について孫稚雛氏は、次の四點を指摘している（注3）。

(1) 「哉」「焉」などの虛詞が頻繁に使用されていること。

(2) 偏旁を増加して詞義を區別していること。

(3) 重文符號や合文以外に、「二」「口」「曰」が義と關係な

く裝飾的につけられていること。

(4) 大量の異體字が出現すること。

今、本稿が問題とするのは、(3)の特徵についてである。まづ孫氏の簡単な説明を紹介し、更にその「增加偏旁」の意味を考えてみたい。

二、

孫氏は、「亡不率仁」（訓1）（大鼎）・「亡不順道」（訓2）（大鼎）・「及三世亡不若」（訓3）（大鼎）の「亡」と、「邦辻身死」（訓4）（大鼎）の「辻」や、「隹宜可縕」（訓5）（方壺）の「縕」と、「娠爲人宗」（訓6）（大鼎）・「事小子如娘」（訓7）（同上）・「齒娘於會同」（訓8）

(方壺) の「張」、更に「古之聖王」(訓9) (方壺) の「古」と、「郾侯君子箇」(訓10) (方壺) ・「旌辭禮敬」(訓11) (同上) の「旌」の三例を、(二) の例として擧げるが、その意味については次の様に簡単に述べるにすぎない。

増加偏旁使文字在記録語言的時、更加準確了、這是一方面、另一方面、有些字增加了一些看不出有甚麼意義的偏旁或符號、我們要認真辨認、具體分析、才能把具有某種特定意義的附加符號和起裝飾作用的偏旁區別開來、從而正確地釋讀這些文字。

偏旁を増加した文字に、正確さを加えるものと、裝飾作用のためのみのものの二種があるというのみで、偏旁を增加一本稿は以下「添加」を使う一して、意味を附與する造字法が、文字結構上いかなる意味をもつのか、更に、文字發展過程の中でいかなる位置を占めるものなのかを問う姿勢は、右の説明にはない。本稿では、この「偏旁添加」の意味を、中山王諸器の個々の例を検討する中で、問うていただきたい。

(二) 亡と辤 (注4)

先に挙げた文例から判断されるように、中山王器において、亡は「無」の義、辤は「滅亡」の義である。兩者の義は近いけれども、その違いも明らかであるので、兩義の違いを、「辤」の添加で區別しようとした銘文の意圖は明らかである。亡は、ト文・金文でも「無」の義で用いられているが、もとは、屍體の屈する形の象形字といわれ(注5)、如しそうとすれば、

「滅亡」の方が原義に近い。従って、ト文・金文で「無」の義で用いられるのは、引伸、或は假借の用法である。一方、辤の方は、ト文・金文に現われず、中山王器が初出であるが、亡の原義を受けるものである。しかし、「亡」がもっぱら、「無」の義で用いられたので、「無」の義の字と字形的にも區別するため、原義の字の方に「辤」が添加され、辤が造字されたと推測される。この添加された「辤」の義は、辤の「滅亡」の義から推測するに、「狀態・結果を動態化させる」作用を擔っているようである。後世の形聲字の形符「辤」の義に比較的近い(注6)。しかしこのことを以って、辤を形聲字とすることはできない。形聲字は形符(偏旁)と聲符の結合を原則とする造字法であり、辤の「亡」はみてきたように聲符ではないからである。更にこの辤の結構は一般的な會意字(注7)とも區別されなければならない。

例えば、後世、辤部に統屬される「追」(注8)についてみてみよう。これは、ト文では止に從い(ト文・金文ではしばしば止・彳・辤は互用される)、「癸未ト旁貞、東畢往追羌」(訓12) (前五・二七・一)とか「受其追方東…」(訓13) (京四三九一)などと用いられ、「軍旅の追伐」の義である。金文ではこの字は全て、辤に從い、「王命我羞追于西」(訓14)(不期段)などと用いられ、義はト文に同じである。ところで、この辤がない「自」は脰肉の象形であるらしく、後の「師」の初文であり、ト文・金文において、この字は追と互用されるこ

とがない。つまり、追は、その脈肉を道路上に置くことを、自と走の組み合せで表わしたものであり、「追伐」の義もここから生じていると思われる所以である。つまり、追における自と走の関係は、決して自にもともと「追伐」の義があり、その義を確定・強化するために走が添加されたものでなく、自と走を組合せることによって新義を生ぜしめた會意字の結構なのである。従つて、自と追は音義ともに異なる全くの別字である（偏旁添加字の場合は、元字と添加された字とは基本的に同音・近聲となるはずである）。

このように、後代同じ走部に統屬される字でも、字の成立時點から會意の一結構素として、走を有するものと、初字に引伸が生じ、その引伸義を確定・區別するために偏旁が添加された字とを分けて考えなければならない。そしてそれは個々の字の用例の中での形音義の総合的な考察の中で進められねばならない。

私見では、ト文においては、その複體字の多くは、偏旁添加字ではなく、會意字であろうと思われる。これは、古來、指事と會意の界限をどのように引くのかで論争があるように（注9）、會意の造字原理が象形・指事と極めて似ていること、象形の造字原理の延長に會意のそれがあること、に由來するものと思われる。

この偏旁添加の造字原理は、象形・會意のそれと比べて後起のものであり、その原理も質的に高いものである。

偏旁添加字の偏旁は、後述するように、走以外にも多く存在するが、走の添加字が最も早く發生していたようである。ト文の走に従う字は、ほとんどが會意字と思われるが、偏旁添加字として、今のところ「遷」が確定できる。

ト文において、薔がI～V期を通して用いられるのに對して、薔はIII期以降にしか現われず、従つて遷は後出のこととできる。更に、薔には、「薔方」（訓15）「薔主」（訓16）など征旅に關するものや、「薔癸祭祭」（訓17）（前一、二、六）などの祭祀に關するもの、及び「薔風」（訓18）「薔雨」（訓19）などの天候に關するものの用例があるが、そのいづれにおいても、遷が互換的に用いられている。従つて、兩字は同義の同字であると認められ、結果、薔が遷の略形であるか、遷が薔に偏旁（或いは彳・止）の添加されたかのどちらかであることになる。が、遷の後出性からみてやはり後者であろう。しかし、ト文における、薔と遷の完全な互換性、即ち、薔がある特定の義の場合にのみ添加されるのではなく、先に挙げた薔の三義のいづれの場合にも添加されているのはやや問題を殘すところである。これは、私見では、兩字が完全な同一字であることを示しており、後代にみられるような、偏旁添加によつて別字を創出する意識がいまだなく、添加によつて義を補強する程度の意識であつたことを示しているとみられ、その意味で、偏旁添加字としての初期性を示しているようである。

以上述べたような「走」の偏旁添加字は、西周期より列國期

にかけて確実に増加する。今確定できるものでも次の様な諺字がみられる。

- 迺 「迺口鄧自厥土」（訓20）（大孟鼎）
 遣 「遣自覓自」（訓21）（小臣諺段）
 達 「易自達征自五鷗貝」（訓22）（右同）
 邁 「其邁年永寶用」（訓23）（叔向父段）
 遊 「威儀遊遊」（訓24）（蔡侯譴盤）

これらの字は、初形、亟・曆・率・萬・旌が、西周の初中期の金文に存在し、それらは、添加字と同義か引伸義のどちらかである。更に、これらの字の偏旁「走」の義は、中山王大鼎や小臣諺段の用例からみて、おむね征旅に関する義かと思われる。今後の用例の増加を待ち存疑としておきたいが、前掲の、説文の「走字」の説解や、「彳字」の「小保也」、「止字」の「下基也」などの説解が表わす、「一般的な動作」「足の動作」というような抽象義はまだ有していないようである。

中山王器の走偏の字では、會意字として、退・述・遂（後）・進・道などがあり、偏旁添加字としては、辵・迺（連）・遊・達・逾がある。このうち、金文に、會・鎗が、中山王器に外に、がみえる、會關係の字について検討してみよう。西周期以降では、偏旁添加字が走以外にも見られるからである。

（二）會・逾・鎗・猶

會はもともと器物と蓋の象形字である。「蔡子旁自乍會冂」（訓25）（蔡子匱）や「自乍會鼎」（訓26）（趨亥鼎）が初義

としての用例であるが、「先會于平陰」（訓27）（屬羌鐘）からみるに、戰國期には會字自體が「蓋器」の義の外に、「會同」の義を引伸していたことがわかる。この引伸を受けて、「龢逾百姓」（訓28）（沈兒鐘）の逾は、會の初義との區別のために走が添加されたものである。中山王器の逾も、「齒娘於逾同」（訓29）（方壺）や「其逾如林」（訓30）（圓壺）などの用例からみて、流兒鐘の逾の形義を受けるものである。

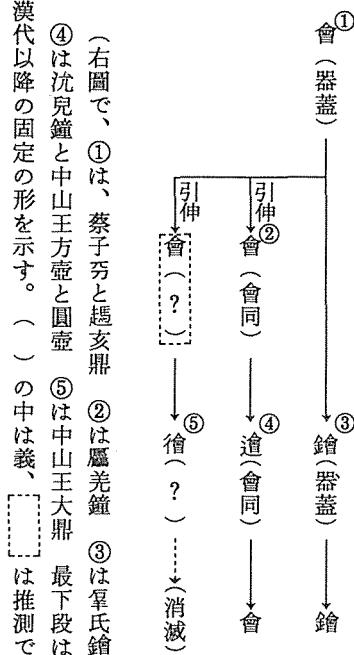
また「乍膳鎗」（訓31）（羣氏鎗）の鎗は、會の多義化が進んだためか、或は比較的よく用いられたであろう「會同」の義の會と區別するため、本義字の會に、銅類或いは金屬類を表わす偏旁「金」が添加されたものであろう。

更に、中山王器には、猶が現われる。「郾侯君猶子」（訓32）（大鼎）とあり、「子猶」は人名で、『史記』（燕世家）などにみえる「燕噲」とされる（注10）。猶字自體は固有名詞ゆえに義の確定はできないが、中山王器銘文の中で、彳偏の字に、彷・征・彳・彳・彳などが存在しており、走偏の字と互用されることがないことからみて、偏旁彳が獨自的な義を擔つて既に存在していることを示すものとして注意されてよいであろう。即ち、ト文期と西周期において、止彳走が互用されていた段階から、それぞれが獨自の義を擔つて段階に入っていることを示しているようである。また、猶が文献上で「噲」と書かれていることについて、文獻上の文字を文字資料とはできないのではあるが、偏旁添加字の偏旁がけつして固定的なものではなかつた

ことを暗示しており、これは、後世の形聲字の形符の固定性とやや對照を為している。

後世、遼・鎗などはあまり用いられなくなるのも、偏旁添加字が、「添加」であるがゆえに、元字に歸える可能性を有してい、實際その經過を辿ったものと推測される。偏旁添加字の不安定性は、ある特定の字の多義性が別の方法で止揚されるならば、その字は元の字に戻り得るということに起因する（注11）。とにかく、戰國期には、會の多義化の中で、一義を確定せんとする意識が、遼・鎗・鎗などの偏旁添加字を生み出したのである。次に、その過程を概念的に圖示しておく。（これはあくまで理解の便をはかるためで、史的事實はもつと複雑なものであつたはずである）

（右圖で、①は、蔡子匱と趨亥鼎　②は屬羌鐘　③は罕氏鎗　④は沈兒鐘と中山王方壺と圓壺　⑤は中山王大鼎　最下段は漢代以降の固定の形を示す。――の中は義、――は推測で加えたもの）



(5)

中山王器に娠・縕の字があり、再度文を擧げておく。

娠「娠爲人宗」（訓33）（大鼎）「事小子如娠」（訓34）（同）「齒娠於會同」（訓35）（方壺）

縕「佳宜可縕」（訓36）（方壺）

この二字も偏旁添加字であると思われる。以下検討を加える。

ト文・金文に現われる長字は、長髪の人を象る象形字であり、長髪の巫覡を表わすのが原義であると考えられるが、ト文ではもっぱら地名として用いられ、金文でも西周前期はおおむね人名で用いられるので、義の引伸の状態は知り難いが、西周中期の史牆盤に「文武長刺」（訓37）との文中に現われる用例から、既にこの時期までに「長久」の義まで引伸が進んでいることがわかる（注12）。

娠の初出は、既に會字の個處で用いた屬羌鐘で、戰國初中期のものである。「入娠城」（訓38）の文例より「長い」の義であり、史牆盤の長と義近く、因つて娠は偏旁添加字であることが知られる。

ところで、中山王器の娠の三例は、その文より、全て「人の成長、年長」の義であることが知られるのであるが、これと屬羌鐘の娠の義「長い」とはやや義に差があり、それぞれの偏旁立に義の違いがあるかのよう見受けられるのである。しかし、これは偏旁立の本質的な義に關わると思われる。以下簡単に附言しておく。

偏旁立は、形聲字の形符として漢代より餘り余り發展しなかつたようである。説文の立部（一〇下）に統屬せられる字は十八字に過ぎず、その中に、端・竦・崢・靖・𡈙・𡈙・𡈙・𡈙などとの字は立を除去した字と、それぞれ義が近いので、偏旁添加字ではないかと推測せられるものが多いためである。また、ト文・西周金文でも、立を文字結構素の一として有する字は、竝以外には見当らない。ところが、中山王器には後述するよう、立に従う字がいくつも見られるので、偏旁立を添加する字も戰國期より生じて來た可能性がある。そしてそれは必ずや、立字本體の義と深く關つていて思われる。

立字は説文（一〇下）では、「住也、从大立一之上」と解説される。「大」は人、その人が立つ「一」とは、儀禮などの特定の場を表わすようで、「人が特定の場に立つこと」が原義の字である。ト文の「立中」（訓39）や「立人」（訓40）などは「特定の場で舉行せられる任命」の義であり、金文の常語たる「立中廷」（訓41）も同じである。更に、金文の「即立」（訓42）「朕立」（訓43）「在立」（訓44）の立は、特定の場で任命せられる地位」の義で、後に偏旁人の添加されて「位」となる字であり、「立事歲」（訓45）（國差鑑等）の立は、「特定の場に臨む」の義で、後に「涖」となる字である（注13）。而して、立のこのよだな義をほぼそのまま偏旁立も受けているとすれば、屬羌鐘の「張城」の張も、それが、「特定の場」であることを示すために「立」が添加されたことは容易に想像がつ

く。

中山王器の張も、單に「成長・年長」の義であるのみならず、成長の結果、「特定の地位を保持すること・人」の義が、偏旁立の添加によって加えられていると考えることができる。

この張の義と偏旁立の義の検討結果を補うものとして、中山王器には、立に従ういくつかの字のうち、更に二と三の偏旁添加字と確定できるものがある。立に従う字には、幼・姪・姫・姫・姪がある。

幼「幼闢封疆」（訓46）（方壺）の文中で用いられており、後の「創」字である。字形は立人に刀を加える象で、「創傷」の「創」字の初形であり、恐らく會意字である。

姪「𠂔𡈙母姪」（訓47）（圓壺）との文中に用いられるが、異説があつて釋字・釋義することができず、會意字か偏旁添加字か不明である。

姪「語不姪哉」（訓48）（大鼎）との文中で用いられる。この「文は反語・強意の文であるので、姪は、後の「發」であることには疑いない。しかもこの發語の主體は中山王璧である。「發」は、弓を引撥する象で、會意字であるが、この「發」の略形「𠂔」に偏旁立が添加されている結構が姪である。その義は、「特定の地位のものの發語」であろう。

姫「寡人望姫、未甫智」（訓49）（大鼎）との文で用いらる。この「望姫」とは、後の「幼童」である。「童」は、金文では、辛・目・東・土（土は略されるものもある）に従う字

で、もともと「僮僕」の義であるが（注14）、金文の用例では、「死母童、余一人在位」（訓50）（毛公鼎）の「動」の義や、「金童」（訓51）（番生段）の「車の銅飾」の義で用いられており、どちらも假借字である。従って、初義の「童」が、義の引伸を遂げ、「幼童」の義が生じていたとすれば、「童」は多義化していたことが推測される。されば、壇は、この多義化の中で「幼童」の義を確定するため、しかも、「特定の位をもつ幼童」の義を表わす偏旁添加字であることもまた明らかであろう。（謂については後述する）

以上、𡇿・𡇽・𡇾に「特定の位をもつこと・人」の義が共通し、それが偏旁立によつて擔われていること、また、蜃羌鐘の帳も、これらと同じ系統の義を有していることが明らかになつたと思われる。

さて、𡇿であるが、それ以前のト文・金文にみられず、中山王器が初出であり、それ以後、説文や漢代文字資料にも見られない字である。「佳宜可𡇿」（訓52）（方壺）との文例から、「伸長」「張大」の義であることは明らかである。この義は史牆盤の長の義と近く、しかもやや差があるので、偏旁𡇿の添加字たることは疑いない。では、偏旁𡇿は、元の字長にいかなる意義を添加しているのか検討してみたい。

「𡇿」はト文に、𡇿・𡇽の二形で現われるが、用例は全て固有名詞であり、義は明らかでない。しかし、東縫の象形字であるので、原義も「東縫」を表わすようである。またト文には𡇿

で、もともと「僮僕」の義であるが（注14）、金文の用例では、

に従う字は數字あるが、全て會意字で、偏旁添加字はない。

西周期に入つて、偏旁𡇿の添加字と思われる初出の字は、𠀤（訓53）との文で用いられる。この文の訓釋は諸家の説が異つてゐるので、𠀤の義もにわかに決定し難いが、白川靜氏の「繼承」とする釋が妥當と思われる（注15）。そうすると、𠀤には添加以前の字形がト文・金文に見当らないので、あくまで説文（六上）の「𠂔」の説解「秦以市買多得爲𠂔、从𠂔从夕，益至也」が古義を保つてゐるとの前提ではあるが、「𠂔」の義に「盈滿」から「繼承」への引伸があり、それを偏旁𡇿の添加によつて、「𠂔」と區別したと考えられる。偏旁𡇿は「系繫」の義を添加する作用があつたと思われる。

經はその初形「𦥑」が周初より西周末の金文に現われる。

「敬緒德𠀤」（訓54）（大孟鼎）「肇𦥑先王命」（訓55）（毛公鼎）などで、「先人・先王の經業とその精神」或いは、そのような「經業とその精神を經承する」の義である。𦥑はもともと「經𦥑」の象形字で、そこからこのような義が生まれることは確かである。ところで、𦥑には「𦥑念厥聖保且師華父」（訓56）（大克鼎）との周晚期の用例があり、ここでは「念」の副詞で「つねに」の義である。「𦥑」の多義化の一端が窺える。西周中期より晚期にかけ、「經承」の義の方の𦥑に、偏旁𡇿が添加され、「經綏四方」（訓57）（虢季子白盤）「余經乃先且」（訓58）（叔夷鑄）などと、經が使用されている。偏旁𡇿は

「糸繫」の義を強化しているようである。

金文には更に、偏旁糸が「糸布類」を表わす添加字ではないかと思われるものもいくつか存在する。「組」（師賓段等）、「辯」（毛公鼎等）などであるが、元の字「且」「辟」との義の關聯が不明確である。しかし、後代の糸部の字から判断して、糸が「糸布類」「糸の機能」の義の偏旁として用いられてゆくことも事實である。

屯は「備屯」（頌鼎）とあるように、もともと「黼黻の縁飾の飾り糸」の象であるが、金文では主に雅語として、「秉德共屯」（訓59）（伯友段）「余用匂屯魯」（訓60）（善鼎）などと假借義「大福」の意で多用される字である。文献資料ではあるが、「錫爾純嘏」（『詩經』（小雅・賓之初筵））では、純が用いられ、屯・純は同字であるので、純の糸は偏旁添加であろう。「共屯」「共魯」「純嘏」は全て、祖靈の賜う「大福」であるので、「糸繫」の義の偏旁糸が添加されたものであろう。（金文にも純は「陳純釜」に現われるが、人名であるので義は不明である）

中山王器の縁は、先述のように「張大」の義であるが、偏旁糸は、「糸の機能」の義ではないかと思われる。
以上の、娘と縁そして偏旁立と糸の検討から、西周中期以降より、長字内部で生じていた引伸義の違いを、偏旁立、糸の添加で明確化せんとする造字過程の延長上に、中山王器の娘・縁が存在することが明らかにされると思う。

三、
亡・辻・娘・縁のような孳乳の關係にある字は、中山王器には他に、（）敬と慤（）戰と鬼（）業と慧（母）と母の四例がある。（）（）の後者は偏旁心の添加字であると思われる。まず、偏旁心の義を検討し、その後、各々の具體的な用義をみてみよう。

「心」は心臓の象形字であるが、ト文で單獨で用いられるとはない（注16）。金文では昭穆期の忒段^ニに「朕文考甲公、文母日庚未休、則尚安永宕乃子忒心、安永襲忒身」（訓61）と用いられるのが初出である。用義は、「永宕」の義が難解であるが、下句と對句をなすので、「自らの亡父母の祖靈が忒の心と身に馮依し、守護する」意で、ここで心とは、「精神」の謂いではなく、「祖靈の馮る個所としての心臓」の義と考えられ、象形自體の義に比較的近い。その心が祖靈によつて鼓舞される「精神力」の義へ進んでゆくことは以下の諸例で證される。

偏旁心の添加字と認められる最初の字は「徳」である。成康期の麥尊に、「冬用逆徳妥多祐」（訓62）と、添加以前の字形が見られる。更に麥尊よりやや遅れる大孟鼎に、「今我隹即井直于文王正徳」（訓63）と心添加の字が現われる。麥尊も大孟鼎も同字で同義である。前者の徳の字形は、ト文・初期金文に常用される「徳」（注17）に形が近く、從つて「徳」の初義も、「徳」字の義「遙省」「戰爭時の對敵壓伏力」の義に近かつた

であろうと考えられる。それが、「先祖の靈的遺徳」の義に引伸したので、「先祖の靈の馮る處」或いは「祖靈によつて鼓舞される精神力」の義をもつ心を偏旁として添加したものである。徳は西周中期の金文に頻繁に現われるが、そのほとんどが、作器者の祖先や先王の徳を言うものであることが、これを物語っている。

この徳の他、西周中期の金文にみえ、偏旁心の添加字であると確定できるものに、「懿」や「惣」がある。これらの字は、「祖靈」に關している。西周初期には、「歛」や「折」の形で見え、用例からみて、心のある字と全く同義であるからである。しかもその義はやはり「惣靈」に關している。

西周晚期になつて偏旁心が添加されるものに、「惠」「愍」「惣」があるが、西周末期から列國期にかけて、偏旁心の添加諸字にやや変化が現われる。今、車、敬について、偏旁添加の義を考えてみたい。

(+) 車・惠

はト文に現われ、發語詞と祭名の義がある。車は專・專と關係する字で、その考證は池田末利氏の「字考」(注18)に詳しいので、ここでは、金文期の車から惠への孳乳の意味を検討する。

周初期の「重王龔德」(訓64)「柯尊」「重固天令」(訓65)(宗白玄段)の車は「惠順」の義で(注19)、ト文と合せ考え

ると車はかなり多義化していたといえよう。この中、列國期に至り、惠となるものは、「惠于畏義、惠于明祀」(訓66)、「沈兒鐘」や「惠于政德」(訓67)、王孫遺者鐘で、いづれも「惠順」の義であるので、偏旁心の添加字と考えられる。中山王器にも惠がみえ、「慈孝寰惠」(訓68)、方壺の用例からみて、列國期の「惠順」の義をそのまま受けている。

では偏旁心はいかなる義を添加するのか。次の、敬・愍とともに考えよう。

(+) 敬・愍

敬は金文に頻繁に現われ、「敬夙夕」(訓69)、「師虎段等」「敬乃心」(訓70)、(鹽盤等)などと、「恭虔」、「つつしんで祭る」の義である。西周初期には、初形であるうが「苟」とも作られ、略形であろうが「咲」とも作られる。これらの字は別にして、孳乳字としては、愍・敬・愍がある。いづれも列國期に入つてからの用例で、敬の引伸に對應するものであろう。

愍は、春秋期にみえ、「尸不敢弗愍戒」(訓71)、(叔夷鐘)との文中で用いられる。「愍戒」と連文で用いられているので、愍の「警戒・いましむ」の義は明らかである。偏旁心の添加は、数字のうちに、「警戒」の義の引伸が起つたことに對應するものである。

中山王器で敬と愍の現われる文はそれぞれ、

敬 「敬愍天德」(訓72)、(大鼎)、「嚴敬不敢怠荒」(訓73)

(方壺)

惣「以惣嗣王」（訓74）（圓壺）
 との文であり、用例から、敬は「恭虔」、惣は「警戒」の義で、西周より春秋期にかけての、敬・惣の形義をそのまま受けるものである。

ここで、惠・惣より、偏旁心の義を推測するに、既に「祖靈」に係る義から更に一般的な、「緊張、恐懼する精神」の義に抽象化していると思われる。以下検討する、偏旁心の關係字でもそのことは實證される。

(二) 戰と惣

戰 「佳司馬貯訴詔戰怒」（訓75）（圓壺）

惣 「惄惄惄惄、忌隕社禪之光」（訓76）（大鼎）

中山王圓壺の文は「戰怒」と連文で用いられるので、義は

「怒」に近い。大鼎の方は、「戰戰兢兢」（詩經・小雅・小旻）の「戰戰」にあたり、「恐懼の貌」の義である。惣は、「大戴禮」（曾子立事）に、禪の字形でみえ、「君子終身守比禪禪」とある。恐らく、「恐懼」の義の場合は、戰よりも、惣・禪の方が古形であろう。

戰は、盾の象形である單と戈の會意字で、單は誓とも置換されることがある。（「戰獲兵銅」（訓77）（楚王奮志鼎））しかし、戦は異體字であろう。義は、奮志鼎の文より、「戰鬪」と知られる。

惣の方は、思うに、戰の略形單に偏旁心が添加されたものであろう。

戰字のうちに、「戰鬪」「戰怒」「恐懼」の引伸が生じたので、「恐懼」の義を補強するために、「緊張・恐懼する精神」の義をもつ偏旁心が添加され、戰の部分が略形となつたものと思われる。（「戰怒」の義の時は偏旁添加がないが、これは、連文で用いられているので義が誤られることはない。ついでに附言しておくと、中山王器には連文が極めて多く、これも字形に一つの影響を及ぼしていると考えられる）

なお戰・單の關聯の字に「禪」があるが、如しもこの字の「單」も「戰」の略形であるとすれば、「用禪、追孝于皇考仲」（虢羌鼎）の文からみて、禪は、偏旁示が添加されたもので、「戰恐し祭る」の義である可能性もあるが、他に資料もないで存疑としておく。

「單」も「戰」の略形であるとすれば、「用禪、追孝于皇考仲」（虢羌鼎）の文からみて、禪は、偏旁示が添加されたもので、「戰恐し祭る」の義である可能性もあるが、他に資料もないで存疑としておく。

業 「厥業祇」（訓78）（大鼎）「以内鑑邵公之業」（訓79）（方壺）

惣 「惄惄惄惄」（大鼎）
 （中山王器の業と惣には、口が附加されている。王器の他字にもそれが附くものが多い。如何なる意味を有するか不明である。今は、裝飾的なものと考えてこれは除外して釋字しておいた）

業は、同じ戰國期の鄖王職劍にも、「鄖王職乍武業鉛鍊」（訓80）（『金文錄遺』五九五）とあり、「武」を人名とみるか、「武功」とみるか不明な點はあるが、業が「功業」の義で

あることにかわりはない。従つて、中山王器の二例の業とも同義である。

ところで、業はもともと、鋸歯の大鑿を祭場に樹てた象であるといわれ（注20）、象形字である。大鑿の樹立するのに對する心的状態が原義に近いのかも知れない。さすれば、「赫赫業」（詩經・大雅・常武）などが、初形と原義をとどめているということができる。業が「功業」の義を引伸した結果、原義をとどめる元の字の方に偏旁心が添加され、大鑿への「恐敬する精神」の義をとどめようとしたようである。

「功業」の義は、祭事における「恐敬する精神」の義から、祭事において畏敬される「祖業」の義となり、やがて「功業」の義へ引伸したと推測される。原義に近い慈が偏旁添加字であり、引伸義が本字のままをとどめるというのも、今まで検討した中、亡・辶などにみられる現象である。

以上、四例の他に、中山王器にはなお多くの偏旁心の添加字が存在する。以下列舉のみしておく。

- イ忘「母忘不邦」（訓81）（大鼎・方壺・圓壺） 初字「望」
- ロ「忘隣社禪之光」（訓82）（大鼎） 初字「𠂔」
- ハ憲「憲祇収祀」（訓83）（圓壺） 初字「𠂔」
- ニ憲「以憲憲邦家」（訓84）（大鼎・圓壺） 初字「貞」
- ホ「憲母大而憲」（訓85）（大鼎） 初字「希」
- ヘ愚「事愚女智」（訓86）（大鼎） 初字「禹」
- ト慈「ニに同じ。 初字「𡇗」

チ 「慈孝實惠」（訓87）（方壺）

列國期以来、偏旁心の添加字とされる諸字の義は、やがて「畏敬・緊張する精神」の意から形聲字としての形符心の義、即ち「一般的抽象的な精神性」の義へ變化してゆくのであるが、これは本稿の範囲ではない。

母と母

- 母 「母富而喬」（訓88）（大鼎・他五例・圓壺他二例）
- 母 「佳備母氏疋」（訓89）（大鼎）

母は、女性を象った象形字で「母親」の義であるが、既に西周初期に、「母親」の外、助字「母」の義で用いられている。「母」の義は勿論假借であるが、これは助字であるので同字でも「母親」の義と混同されることはない。

中山王器では、母は「母」義に用いられる。「母親」の義の母字はみえないが、事情は西周期と同じであつたろう。

「備母」は、大鼎の文より、『禮記』（曾子問）の「古者男子外有傳、内有慈母」の「傳と慈母」の義であるので、母は、母字が、「傳育者としての慈母」の義を引伸した結果、「母親」の義と區別するために偏旁人が添加されたものと考えることができるであろう。同様に、備も、金文期に「父親」の義に假借されて用いられていた甫字が、「傳育者」の義を引伸した結果生じた偏旁人の添加字と考えられる。

中山王器には、以上述べた偏旁の他にも、偏旁添加字と思われるものが存在する。以下偏旁水と示の添加字と思われるもの

を列舉しておく。

。偏旁水

- ①深 「廣毛^深、則^堅人窺」（訓90）（方壺）

- ②濟 「穆穆濟濟」（訓91）（方壺）

- ③流 「霖霖流霑」（訓92）（圓壺）

（水に従う字は、この他に、沕（溺）・ 河（宇）・ 河（字）・ 渴・ 濁があるが、他に用例がなく、汙を除いて、會意字か偏旁添加字か形聲字か決定できなかった。しかし、これらの水に従う諸字には、ト文・金文期の水に従う諸字のような、「河の固有名詞」の義は一例もない。中山王器では、偏旁水は全て「水の形状」に關わる義である。

。偏旁示

- ①社 「使智社^禊之賛」（訓93）（大鼎他三例）

- ②禊 「昔者廬先禊^趣王」（訓94）（大鼎、他方壺二例）

- ③禊 「乏其先王之祭祀」（訓95）（方壺）

- ④祭 ④に同じ。

- ⑤祀 ⑥禍 「佳逆生禍」（訓96）（方壺）

（已にト文に、示に従う字はあるが、ほとんどが會意字である。偏旁示が、「祭祀」「鬼神」の義で添加されるのは春秋期以来のようである）

四、

ところで、これまでの偏旁添加字以外に、中山王器には、形聲字と思われるものが少數ではあるが、いくつか存在する。その個々の分析に移る前に、主としてト文に固有名詞として現われる「形聲字」（注21）（所謂女偏・水偏の字、金文期では、邑偏がある—これらを私は「初期形聲文字」と呼ぶ）と、一般の形聲字との區別を避けて通ることはできないので以下簡単に觸れておく。

形聲字をいう場合、注意しなければならないことが二つある。一つは、形聲字の造字原理の問題であり、二つは、說文の分類の仕方についてである。

形聲字とは形符と聲符の結合したものとされるが、實は單に既成の文字を分類する六書の一にとどまるものではない。形聲とは、新しく出現した事象や、それまでは文字領域に存在せず、言語領域にのみ存した事象を、文字領域へ極めて簡単に包摶できる「造字」の原理である。この造字原理としての形聲の意識化以後、漢字は飛躍的にその數を増加させることができた。近代でも化學元素名などが中國語へ翻譯される場合に用いられたものである。

例えばH-e-l-i-u-mの頭音を表わす「亥」と、その類を表わす「氣」を結合させて、「氣」を造字するというようにである。このような造字原理には二つの條件が必要である。一つは、聲符字がその本義とは關係なく、ただ聲音だけを表わすものとし

て既に存在していることであり、二の條件とは、その事象が屬すべき分類範疇が、形符として存在しているのみならず、そのような分類範疇の總體が、各々形符として存在していなければならないことである。即ち、ある事象が「氣」類であると分類されるためには、他の「金」類、「石」類、「木」類、「艸」類などの類の總體が形符として存在しておらねばならない。一の條件はト文の時代に既に假借字が存在しているので、それで満し得るが、二の條件の方は、私見では、戰國後期から漢代にまで降つて始めて整うと思われる。本稿が今まで問題として来た「偏旁添加字」の偏旁が、個々に類を成立させてゆき、やがて、類の總體が成立し、形聲字の造字原理が意識化されるのであると思われる。

中山王器の文字では、主要にしてかなりの數の偏旁が偏旁添加字として出そろいながらも、その偏旁の義は、後の形聲字の形符の義とはまだ等しくないことや、世界内の全事象を包摶し得る分類の總體にまでその數は達していないことは中山王器の文字の過渡性を示しているといえる。

注意せられねばならない二つ目の、説文の分類について述べよう。

説文は形聲字の造字原理が意識化した後の產物であり、四部の部首による、既存の文字の整理・統屬は、明らかに形聲字の形符による整理を下敷にして行なわれていることは「説文後叙」(卷十五下)の冒頭の言からも知ることができる。しか

し、「立一爲耑」「畢終於亥」という、許慎の形而上學的世界觀に基づいた文字整理は、あらゆる文字を部首の下に統屬するという目的のために、かなり無理な部首まで「創造」するに至っている。更に多くの會意字を形聲字として分類したり、偏旁添加字であったものが、後起の形聲字として分類されてしまい(その痕跡は「亦聲」という説解の仕方に残つてはいるが)、形聲字の偏旁の一一つが形成される文字の發展過程を忘却させてしまう結果をもたらしたことである。(以下分析する中山王器の文字の「形聲字」とは、偏旁が、形聲字の形符へと發展する過程にあるものとの謂いである)

偏旁添加字の偏旁は、添加される側の字(仮に『右旁』と呼んでおく)の義を補強し、引伸義を添加するものであるが、それ自體で、偏旁としての獨自の義をも擔い得る。だから、偏旁添加字の右旁字が假借字に置換されたとしたら、その字は偏旁(形符)と假借字(聲符)の結合となり、形聲字の最低の要件を満すことになる。そのような字を中山王器の中からいくつか、偏旁ごとに列舉してみよう。

(心)

① 慈・忌 「慈忌皆忿」(訓97) (大鼎)

② 忿 「天不與其又忌」(訓98) (方壺) 「貯忿忿在大夫」(訓99) (同上)

「母忌」は用例から、後の「謀慮」であることは疑いない。謀字の初文は某で、西周中期の金文に、「女某不又昏」(訓100)

(諫殿) と、「謀る」の義で用いられている。後世の謀の偏旁言がいつの時代に添加されたものかは確證がないが、戰國中期以降に下るのであるまいか。中山大鼎の惣成立までには、某にまず、偏旁心が添加されて「基」ができ、次に某・母の聲近いが故に、右旁字某が母に置換されて惣ができるという過程が想定される。結果として成立した惣は、偏旁(形符)は心、聲は母の形聲字となる。

惣の元の字は惣であり、呂・虍の聲近いが故に置換されて、惣が成立したと考えられる。ただし、虍も惣も金文には見えず、「射盧」(訓101)、「虎盧」(訓102)、「鏽鉛」(訓103)などの、金文に見えかつ盧に從つてゐる諸字に「謀惣」の義と關聯があるものがないので、あくまで推測にすぎない。勿論、呂にも「謀惣」の義はないので、呂は聲符である。

惣は用例から後の願である。願の初形は願であったようで、最近出土の、阜陽漢簡『詩經』にみえる(注22)。頁はもともと、長髪の人の跪居して祈る象で、義において偏旁心と類似する故であろう、貞・心は互換されることがあつたようで、中山王器でも、「順」が惣に作られている。従つて、願が存在する上は、「惣」の字形も存在した可能性はある。この右旁字が元に置換されれば、惣字が成立する譯である。元には「願望」の義はないので聲符、偏旁心と結合するので形聲字となる。

○ 汎 「四駄汎汎」(訓104) (圓壺)

中山玉器には方がみえ、「今余方莊」(訓105)(大鼎)、「方數百里」(訓106)(同)との文で用いられ、更に枋もみえ、「枋數百里」(圓壺)との文で用いられる。用例からみて、枋は方と同字で繁文である。「方莊」の方は、副詞であり轉義である。

方はもともと、死體を架にかける象で、四方邊境の呪祓にこれを用いたことから、「方境」「四方」の義があり、「方數百里」の方はこれを受けるものである。

「四駄汎汎」の汎は、文より「行馬の擬態語」であるが、ト文・金文には見えない。(ト文に水と方に從つて「沈」と釋せられる字があるが、これは汎とは別字である)(注23) 説文の駄字の條(一〇上)に「馬盛也、从馬旁聲、詩日、四駄駄駄」とあり、引用される『詩經』の一旬は、「四駄汎汎」と同義である。しかし、引用の一旬は今の『詩經』にはなく、これについて馬宗霍氏は、

王應麟詩考引在大雅烝民篇、以爲「四駄彭彭」之異文、案、小雅北山亦有此詩語、彭旁雙聲、古音同在陽部、彭可通駄、亦說文示部彙或作駄(注24)と説き、彭・旁・駄・訥の通用することを言う。これに加えて「駄介旁」(鄭風・清人)の例もあり、汎も含めてこれらの字は、毛傳北山に「彭彭然不得息」と注されるように、全て馬の擬態語であり、同聲を異字で表わしたものである。従つて、汎においても右旁字は聲符である。形聲字汎はもともと「水の

行貌」の義であつたはずである。『荀子』（富國）に「汎汎如河海注」とあるのがその初義の用法であろう。

（三）子

學が「寡人望童、未甬智」（訓¹⁰⁷）（大鼎）の文からみて「幼童」の幼であることは先述した。しかし、學・幼の初形は知り難い。

幼は糸に撚転の軸を加える「拗撠」の義が原義といわれ、「幼童」の義に用いられるのは假借である。

幽は、絲に火を加えて熏染する象形字で「黒色」の義で、金文の「幽黃」（訓¹⁰⁸）（康鼎）はその義で、「考幽大叔」（訓¹⁰⁹）（禹鼎）の幽は引伸義「幽隱」で、祖靈に封する常用の字である。従つて、幽に「幼童」の義はなく、學に於て幽は聲符として用いられてゐると考る他はない。又、學の子は、方壺に頻繁に現れる堅字（後の賢字である）からみて、「人」の義を表わす偏旁であろう。困つて、學は形聲字のようである。

（四）立

謂は、先に舉げた用例「遂定君臣之謂」（訓¹¹⁰）からみて、後の位である。位の初形は立で、これが「位」の義で秦代まで用いられている（注²⁵）。

胃はもともと、胃腑の象に肉が添加されたもので、この字が

春秋期の吉日劍に「謂」の義で用いられているが、「胃腑」の義とは關係がないので假借字の用法である。勿論、「位」の義とも無關係である。

立はそれ自體で「位」の義を表わすのであるから、謂の「胃」は聲を表わすため附せられてゐる附號の如きものと考えられる。（聲を符號的に加える字として、ト文の「鳳」がある）従つて、謂を、偏旁添加字より變化した形聲字と同じとはややみなし難いが、全體的にみれば、偏旁立、聲符胃と形聲の結構のみは一応そなえているので擧げておく。

以上の如く、少數ながら、しかも後の形聲字のような造字の原理からではなく、偏旁添加字の右旁字が聲符になつたり、聲符がそえられたりすることによつて、形聲字の結構をそなえている字の存在を確認することができるるのである。

五、

まとめとして簡単に箇条的に要約すると、

一、二つ以上の文字要素から構成される所謂複體文字には、初期形聲字や少數の例外を除いて、a會意字 b偏旁添加字 c形聲字の三種があつて、ほぼ a→b→c の順に発生してゆくが、中山王器には、この三種の文字が存在し、特に b の發展が著しいことが認められる。

二、偏旁添加字が発生する必要条件として、添加以前の字に「多義化」が発生し、その多義性を區別しなければならない状況があつた。

三、偏旁添加字は、それ自體は別字創出であるとともに、元字と同字であるとの意識が残り、形聲字のように「完全」な新字創出の意識がやや薄かつた側面がある。故に、字の多義化が別

の方法で止揚されるならば、孳乳字から元の字へ回歸する可能
性もあった。

四、偏旁添加字の偏旁は、元の字の一義を強化・補助するもの
であるが、同時に獨自の義をもち、しかもその義の抽象性を高
め、類性を安定させる方向へ進んでいったようである。偏傍足
や心は、中山王器の文字において、初起の義と、後代の形聲字
の形符の義との中間的な義をとっている。

五、中山王器にみえる偏旁は、それ以前の西周期・列國期金文
にも断片的にみられるが、王器においては、それが全面性と集
約性をもつて出現しており、もはや、偏旁添加の造字法が一般
的になっていたことを確認させる。

五、偏旁の大部分は後の形聲字の形符としてみいだされるが、
子や立のように後世あまり発展しなかったものも存在した。
六、王器においては、形聲字は少數ながら發生して來ていると
思われるが、完全な造字原理を有する形聲字はまだ存在してい
ない。

注

- 1、中山王諸器の銘文考釋には次のような論文がある。
○朱德熙・裘錫圭『平山中山王墓銅器銘文的初步研究』（「
文物」'79・1）
- 張克忠『中山王墓青銅器銘文簡釋』（「故宮博物院院刊」
'79・1）

。羅福頤『中山王墓鼎壺銘文小考』（「故宮博物院院刊」'79
・2）

。于豪亮『中山三器銘文考釋』（「考古學報」'79・2）

。張政烺『中山王鼎壺及鼎銘考釋』『中山國亂嗣好寳壺釋文』
（「古文字研究」一）

。趙誠『《中山壺》《中山鼎》銘文試釋』（「古文字研究」
一）

。饒宗頤『中山君鑿考略』（「古文字研究」五）

。商承祚『中山王鑿鼎・壺銘文釋議』（「古文字研究」七）
。黃盛章『中山國銘刻在古文字語言上若干研究』（右に同じ）

2、注1の羅福頤氏論文。

3、孫稚雛『中山王鑿鼎・壺的年代史實及其意義』（「古文字
研究」一）

4、以下用いるト文・金文の字形は、結構を考慮して隸釋した
ものである。

5、白川靜『說文新義』卷十二。

6、『足』の義は、說文（卷二下）の説解「乍行乍止」からみ
るに、「足の一般的動作」を表わすようである。

7、歷代の「會意説」を集めたものに、陣光政氏の『歷代會意
説淺說』（「中華學苑」20）がある。會意字の定義に異説
が多いのが知られるが、ここでは、複體の字で、それぞれ
の單體字が結合して初めて新たな義を生じる表意字である
としておく。

- 8、追は説文（卷二下）疋部にあり、「从疋自聲」の説解から、わかるように形聲字に分類されている。
- 9、注七の陣光氏論文参照。象形・指事・会意の界限に問題があるのは、これらが全て表意字であることに原因する。
- 10、『史記』（燕召公世家）。なお『戰國策』や『韓非子』にもみえ「増」を作る。
- 11、文字の多義化を止揚するものとして「連文」がある。湯淺廉孫『初學漢文解釋に於ける連文の利用』に詳しい。
- 12、史牆盤は一九七六年に陝西扶風縣で發見されたもの。唐蘭氏の『略論西周微史家藏銅器的重要意義』（「文物」'78・3）によれば、其王期のものとされる。
- 13、『説文新義』卷一〇。
- 14、説文（卷三上）の子部に童は「男有臯曰奴、奴曰童、女曰妾」とあり、この字の原義で説解している。ただし、字形については「从子重省聲」といい、金文の字形と合わない。
- 15、『金文通釋』15。
- 16、ト文では「文」（京津二八三七）の中心に心が書かれている。これは、殷周期金文でも同じである。この意味については、白川靜氏『釋文』（「甲骨金文學論叢」一）に詳しい。なお、于省吾氏の『甲骨文字釋林』に、ト文の「」の字を心と釋するが、明らかに無理である。
- 17、聞一多氏『釋省俗』に用義を分類して詳しい。ただ氏が「・・」を同字とするのはいささか問題が残る。
- 18、「甲骨學」一。
- 19、近年出土の師叔鼎に「東余小子肇盈先生德」とあり、東に「たする」の義もあつたようである。
- 20、説文（卷三上）には「大版也、所以飾縣鐘鼓、捷業如鑿齒、以白畫之、象鉏鋸相承也」とある。大盤であるとの説は『説文新義』（卷三）。
- 21、ト文の「形聲字」として、李孝定氏は『中國文字的原始與演變』（中央研究院歴史語言研究所集刊）45—2）で三三四字をあげ、ト文總數の二七・二四%であるとする。しかしその根據は不明であり、多分、ト文の字形をそのまま隸定し、その中漢以降の形聲字と同形の字を摘出したようである。従つて、これに従うことはできない。
- 22、『阜陽漢簡《詩經》』（「文物」'84・8）S〇四九。なお、『玉篇』（卷四）の頁部に、願の同字として「願」が載る。
- 23、漢代の碑文の願も「願」に作るものが多い。
- 24、馬宗霍『説文解字引詩考』（卷三）。
- 25、秦の『泰山碑』に「皇帝臨立」とある。
- （附記）從來「右文說」と呼ばれる説があり、形聲字の右旁（聲符）が共通する字は共通義を有するとするもので、主に音義説を主張する學者によつて説かれた。その研究の成果は、沈兼士氏の『右文說在訓話學上之沿革及其推闡』（「慶祝蔡元培先生六十五歲論文集」下冊）や黃永武の『形聲多兼會意

考』（「國立臺灣師範大學國文研究集刊」9）にまとめられている。特に後者は、右旁共通にして同義・近義の字を多く集め、一大結集とも言うべきものである。しかしこれらの学者は、ト文・金文にその證を求めるところなく、因つて「偏旁添加字」としての右旁の義の共通性にその源泉をさぐることは行つていらない。

訓

1、仁に率はざるなし。2、道に順はざるなし。3、三世に及ぶも諾さざるなし。4、邦ほろびて身死す。5、これ義長すべし。6、長じて人宗となる。7、少子につかふること長（にす）る）が如くす。8、よはい、會同に長す。9、いにしへの聖王。10、燕の故の君、子捨。11、故に辭禮敬しむ。12、癸末トして賓貞ふ、畢をして往きて羌を追はしめんか。13、：受け其れ方を追ひ…。14、王我に命じて西に差遣せしむ。15、方に薺す。16、塗に薺す。17、癸示に薺し祭る。18、風にあふ。19、雨にあふ。20、すみやかに厥の土より：遷せよ。21、菟の自より遣はざる。22、師に、率征して五よりとれる貝を賜ふ。23、それ萬年永く寶用せよ。24、威儀遊々たり。25、蔡子旁自ら會匾を作る。26、自ら會鼎を作る。27、先に平陰に會す。28、百姓を和會す。29、8に同じ。30、その會するや林の如し。31、膳會を作る。32、10に同じ。33、6に同じ。34、7に同じ。35、8に同じ。36、5に同じ。37、文武の長きいさをし。38、長城に入る。39、中を立つ。40、人を立つ。41、中廷に立つ。42、位

につく。43、わが位。44、位に在り。45、事にのぞむの歳。46、封疆を創闢す。47、世々□ならず。48、語發せざらんや。49、寡人幼童にして未だ知に通ぜず。50、死めて動ぜしむるなれ。余一人位に在り。51、金踵。52、5に同じ。53、紵ぐことを宗に作す。54、德經を敬□す。55、先王の命を肇至す。56、つねにその聖保なる祖師華父を念ふ。57、四方を經縷す。58、余なんぢの先祖にのつとる。59、徳を秉ること恭純。60、われもつて純譽をもとむ。61、わが文考の甲公、文母の曰庚、淑休にして、常になんぢの子恋の心を安んじ永く宕し、安んじて永く恋の身に襲く。62、終に用て徳を造し多祐緩んず。63、今我佳れ、刑稟に文王の正徳に即く。64、王の興徳にしたがふ。65、天命に惠□す。66、威儀に激しく、明祀につつしむ。67、政徳につしむ。68、慈孝にして遠惠。69、夙夕をつつしむ。70、なんぢの心をつつしめ。71、夷敢て警戒せんばあらず。72、つてしまして天徳に順ふ。73、嚴敬にして敢て怠荒せず。74、以て嗣王をいましむ。75、これ司馬貯訛詔として戰怒す。76、戰戰業業として社稷の光を隕すを恐る。77、兵銅を戰獲す。78、その業つつしむ。79、以て内に昭公の業を斷つ。80、燕王職武の業の鉄劍を作る。81、爾の邦を忘るるなけれ。82、76に同じ。83、丞祀をつつしむ。84、以て邦家を憂勞す。85、大にして肆（ほしままに）するなけれ。86、愚かに事あるに智に（するが）如くす。87、68に同じ。88、富みて驕るなけれ。89、これ博母にそれ從ふ。90、願愛深ければ賢人親しむ。91、穆々濟々たり。

92、霖々として涕を流す。93、社稷の任を知らしむ。94、むかしわが先祖桓王。95、先王の祭祀を乏しくす。96、これ逆は禍を生ず。97、謀慮皆從ふ。98、天その願ひあるをすてず。99、賄、士大夫を從えんことを願ふ。100、汝、謀りて昏くらきことあり。101、射儀の屋。102賜物。義不明。楯か。103、黒き鋸か。104、

四駄汎々たり。105、今余まさに壯なり。106、數百里平方。107、49に同じ。108、幽亢。109、亡父の名。110、つひに君臣の位を定む。（いちいち注記していないが、中山王器銘文の訓讀は、張政娘氏の前掲論文に、金文の訓讀は白川靜氏『金文通釋』に負う處が多い）。